

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第15号

## 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条中「借上げ住宅」を「前条の公募により借上げ住宅」に、「前条の公募があったときは、規則の」を「規則で」に、「、区長」を「区長」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

区長は、使用申込者の数が使用に供することができる借上げ住宅の戸数を超えないときは、当該申込者のうち住宅に困窮している程度が高い者から順に使用予定者を決定する。

第6条第2項中「前項の抽せんにより難しい」を「前項の規定にかかわらず、特別の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、使用申込者の数が使用に供することができる借上げ住宅の戸数を超えるときは、使用申込者の数を勘案した上で、抽せんにより使用予定者の候補者を選定し、又は抽選によらないで当該申込者の全てを候補者とし、当該候補者のうち住宅に困窮している程度が高い者から順に使用予定者を決定する。

第7条第1項第1号中「の連署する」を「が連署する」に改め、同号ただし書中「場合」を「とき」に改める。

第8条の見出しを「（使用可能期間）」に改め、同条中「の使用期間」を「を使用することができる期間」に、「借り上げた」を「借り上げている」に改める。

第9条ただし書中「場合に」を「とき」に改める。

第11条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第12条第5号中「のかかる」を「を及ぼす」に改める。

第15条中「場合」を「とき」に改める。

第16条第4号中「第12条の」を「第12条に規定する」に改め、同条第5号中「の要件」を「に掲げる要件」に改め、同条第7号中「定める」を「掲げる」に改める。

第17条中「区長の」を「区長が」に、「、借上げ住宅」を「借上げ住宅」に改め

る。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う借上げ住宅入居者の募集に係る使用予定者の決定から適用する。